令和８年度第６回神石高原町農業委員会総会議事録

開会	事務局長	ただいまから令和８年度第６回神石高原町農業委員会総会を開会致します。始めに会長からご挨拶をお願いいたします。
会長挨拶		（会長挨拶）
欠席者報告	事務局長	ありがとうございました。続きまして、欠席者の報告ですが、本日の欠席者は[redacted]番[redacted]委員、[redacted]番[redacted]委員の以上２名です。従いまして農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、在任委員数１４名中本日の出席者は１２名でございますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては、会議規則第３条の規定により、会長にお願いいたします。
議事録署名委員指名	議　長	それでは議事に入りますまでに議事録署名委員の指名をさせて頂きます。本日の議事録署名委員は、[redacted]番[redacted]、[redacted]番[redacted]両委員にお願いします。
議案第１号	議　長	それでは議事に入ります。議案第１号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
		（産業課農地係説明）
	議　長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議　長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第１号「農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取について」意義なき旨回答することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので、意義なき旨回答することとします。
議案第２号	議　長	続きまして、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	担当推進委員さんに事前調査をお願いしております。３－２０の案件について、[redacted]推進委員さんより報告をお願いします。
	[redacted]番 （推進）	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号３－２０について、報告します。場所は[redacted]から[redacted]へ[redacted]と[redacted]の場所にあります。９月２１日に[redacted]農業委員と代理人である[redacted]同行のもと調査しました。譲渡人の[redacted]と譲受人の[redacted]の関係は祖父と孫の関係にあります。[redacted]は高齢になられて、耕作することが困難となったため、後継者である譲受人が譲受け、農業経営を継続するものです。[redacted]は、数年前、[redacted]の隣に引っ越され、以前譲り受けた農地と今回申請の農地を積極的に耕作されています。今後も[redacted]の指導とアドバイスを受けていく予定だそうです。所有権移転をされても何ら問題はないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

	議　長	ありがとうございました。続きまして３－２１の案件について、[redacted]推進委員さんより報告をお願いします。
	[redacted]番 （推進）	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号３－２１について、報告します。場所は、[redacted]から[redacted]へ[redacted]の場所にあります。９月２０日に[redacted]農業委員と譲受人の[redacted]同行のもと調査しました。申請農地の譲渡人は、転居により、耕作することが困難となったため、隣接地を耕作している譲受人が譲受け、耕作することにより遊休農地化を防ぐとともに規模拡大されるものです。これまでも営農をされており、所有権移転をされても何ら問題はないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議　長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議　長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので、申請通り許可することとします。
議案第３号	議　長	続きまして、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
	議　長	担当推進委員さんに事前調査をお願いしております。５－３の案件について、[redacted]推進委員さんより報告をお願いします。
	[redacted]番 （推進）	[redacted]地区担当の[redacted]です。受付番号５－３について、報告します。場所は、[redacted]から[redacted]へ[redacted]の場所にあります。９月２５日に[redacted]農業委員と[redacted]の[redacted]同行のもと調査しました。申請のあった農地は、農業公共投資の対象となっていない生産力の低い、その他２種農地で、[redacted]に隣接した黄色判定の遊休農地です。譲受人は、電力会社であり、この地域の電力供給体制を強化するため、新たに変電所を設置されるものです。農振農用地区域外の農地で、周囲への影響もなく、転用されても何ら問題ないものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
	議　長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議　長	無いようでございますので採決に移らせて頂きます。 議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。 （全員賛成） 挙手全員でございますので、申請通り許可することとします。
報告第１号	議　長	続きまして、報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。

		（事務局説明）
	議　長	説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。
	議　長	無いようでございますので、報告第１号を終わります。
	議　長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後２時００分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和８年１０月２８日
		会長 ■番 ■■委員 ■番 ■■委員